

山放技第 23043 号
令和 5 年 11 月 20 日

会員各位

一般社団法人 山形県放射線技師会
会 長 鈴木 幸司
(公印省略)

令和 5 年度 告示研修開催について (案内)

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本会の事業に対しまして、ご理解とご支援を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、かねてより準備を進めておりました告示研修ですが、いよいよ開催する運びとなりました。ご多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ多数ご出席いただきます様お願い申し上げます。

記

日 時 : 令和 6 年 2 月 17 日 (土) 8 時 50 分～18 時 10 分予定
令和 6 年 2 月 18 日 (日) 8 時 50 分～18 時 10 分予定

詳 細 : 別紙「告示研修の開催と申し込みについて」をご参照ください。

以上

【問合せ先】

山形県立新庄 吉田 直人

E-mail : stan.ny.1005@gmail.com

【告示研修について】

さて会員の皆様もご存知のように診療放射線技師法が2021年10月1日に一部改正が行われました。具体的には、

- 1) 造影剤を使用した検査やR I検査のために静脈路を確保する行為、
R I検査医薬品の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為。
- 2) R I検査のためにR I検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為。
- 3) 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為（動脈路確保のためのものを除く）、
動脈に造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為。
- 4) 下部消化管検査（CTコロノグラフィ検査を含む）のため、注入した造影剤及び
空気を吸引する行為。
- 5) 上部消化管検査のために挿入した鼻腔カテーテルから造影剤を注入する行為、
当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為。
- 6) 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、
病院又は診療所以外の場所に出張して行う超音波検査。

これら行為が我々の業務範囲として、法的に認められることとなります。

統一講習会同様、診療放射線技師の業務内容拡大です。以上の業務を行うための絶対条件として、医療の安全を担保することが求められています。

そのため、業務拡大に伴う必要な知識、技能、態度を習得することを目標とし、日本診療放射線技師会として準備を進め、講習会は“告示研修”と称し、実施することとなりました。

重要なことは、統一講習会のような、拡大業務の習熟を目的とした努力講習では無く、告示に基づく、**必須の義務研修**となることです。お忙しい中とは思いますが、ぜひ多くのみなさまにご参加いただけますようお願いいたします。

【申込みと開催の詳細】

日 時 : 令和6年2月17日(土) 8時50分~18時10分予定
令和6年2月18日(日) 8時50分~18時10分予定
(1日の講習会となり、両日ともに同じ内容になります。)

受 付 : 8:20分開始

会 場 : 山形医学交流会館 (山形大学医学部敷地内)
〒990-0828 山形市飯田西 2-2-2
Tel : 023-628-5172

申込先 : **JART会員ページよりの申し込みください。**
申込開始日 : 令和5年11月20日(月)

受講対象 : 基礎研修修了者で確認試験合格者
山形県内所属の診療放射線技師

参加費 : (会員 : 10,000円、非会員 : 20,000円)
詳細はJARTホームページをご確認ください。

締 切 : **令和6年2月4日(日)までお申込みください。**

